

オートオークション規則

(市場参加基本規約)

株式会社ジェイ・エー・エー

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本規則は、株式会社ジェイ・エー・エー（以下「当社」という。）が主催するオートオークション（以下「オークション」という。）について、その参加資格・運営方法等について定めるものである。
2. オークションは、本規則と併せて、別途定める「出品・落札規程」、「検査規程」、「書類規程」、「クレーム規程」その他オークションを円滑に運営するために定める要領（以下まとめて「諸規程」という。）に基づき主催するものとする。

第2条（定義）

1. 「USSグループ」とは、後記表示の企業の総称とする。
2. 「出品店」とは、オークションにおいて車両の出品を行う会員とする。
3. 「落札店」とは、オークションにおいて車両の落札を行う会員とする。

第3条（オークションの方法）

オークションにおける出品、落札等の全ての取引は、ポス&コンピュータシステムによって処理されるものとし、会員はこのシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

第4条（オークション情報等の告知）

1. オークションの開催地、名称、開催日、開催時間等は、当社のホームページに掲載するものとする。
2. 前項について、当社の運営の都合上、変更した場合も当社のホームページに掲載する。

第5条（権利の帰属）

1. オークションにおいて提供する車両情報その他のオークション情報（以下「オークション情報」という。）に関する著作権は、当社に帰属する。また、オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。
2. 会員は、オークションに参加する目的で使用する場合を除き、転用、加工等の方法を問わず、みだりにオークション情報を流用してはならない。

第6条（本規則等の改定）

1. 本規則または諸規程の改定については、当社の各オークション会場内に掲示するとともに、当社のホームページに掲載することにより告知する。
2. 会員は、前項の場内掲示および当社のホームページの掲載内容を常時確認しなければならない。
3. 会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第1項の改定を承認したものとみなす。

第7条（会員情報の取扱い）

1. U S Sグループは、会員の情報、会員会社の取締役または従業員等の個人情報（以下「会員情報等」という。）について、オークション運営の目的を円滑に達成するため、他のU S Sグループの会社、業務委託先および業務提携先等に提供することができるものとし、会員はこれを承諾する。
2. U S Sグループは、以下の各号のいずれかに該当する場合にも、第三者に対して会員情報等を開示できるものとする。
 - (1) 開示することについて当該会員の同意があったとき
 - (2) 法令等に基づき、裁判所、捜査機関、弁護士会またはその他の公共機関からの開示請求があったとき
 - (3) その他、紛争の解決およびオークションの公正な運営を行うため、情報開示が妥当と判断したとき
3. オークション取引により、会員間に紛争が生じた場合で、当社のあっせんまたは仲裁が不調に終わったとき、当該会員に対して、会員情報等を開示できるものとし、会員はこれを承諾する。
4. 個人情報の取扱いについては、本規則に定めるもののほか、U S Sグループが別途定める個人情報保護方針に従って取扱うものとする。

第8条（免責）

U S Sグループは、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

- (1) ホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェアおよびソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
- (2) 通信機器または通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、または消滅による損害
- (3) システムまたは指定機器に起因する事故による損害
- (4) 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害
- (5) 天変地異、落雷、火災、異常電流その他の不可抗力に起因する損害
- (6) オークション会場内において、出品車両または落札車両に生じた故障、破損等の損害

第2章 会員契約

第9条（義務）

会員は、本規則およびこれに付随する諸規定を遵守するものとする。

第10条（会員の種類）

会員の種類は、「正会員」と「特別会員」および「準会員」とする。

第11条（正会員および特別会員と準会員）

1. 以下の要件をいずれも満たす会員を正会員または準会員とする。
 - (1) 古物商許可証（自動車）を所持する中古車取扱事業者であること
 - (2) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること
2. 当社が特別に認めた会員を特別会員とする。
3. 特別会員の権利義務については、別途契約をもって定めるものとし、契約に定めのない事項については本規則による。
4. 準会員とは当社の別途定める準会員参加条件及び第 12 条第 3 項に適合し、市場参加契約を取り交わした会員で、準会員の参加条件でのみオークションに参加することができ、付帯サービスが受けられる会員とする。尚、本オークション規則に会員と示されるものについては、全て準会員も対象とする。また、当社が提携するオークション会場または提携団体の会員は、準会員としてそれぞれの提携内容に定めた参加条件に従ってオークションに参加できるものとする。

第 12 条（入会手続）

1. 入会申込者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、当社に対し、入会申込みをするものとする。
2. 入会申込者が、入会を承認された場合には、所定の会員契約申込書の提出および保証金の支払を完了させ、連帯保証人とともに、今後 U S S グループに対する商取引上の一切の責任を負うことを当社に対して誓約し、かつ、本条第 3 項第 4 号から第 11 号までに該当しないことを表明・確約した場合に限り、会員になることができる。
3. 以下の各号に該当する者は会員となることができない。
 - (1) 過去 5 年以内に一般の支払を停止した者
 - (2) 過去に刑事事件で有罪の判決を受けた者（法人会員の場合は代表者または取締役が刑事事件で有罪判決を受けた場合も同様とする。）
 - (3) 過去 5 年以内に破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始申立てがなされた者
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびその密接交際者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である者
 - (5) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である者
 - (6) 反社会的勢力でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (7) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (8) 反社会的勢力が経営を支配し、もしくは実質的に経営に関与していると認められる者
 - (9) 反社会的勢力に資金提供または便宜供与を行った者その他反社会的勢力と密接な関係がある者
 - (10) 反社会的勢力と取引関係がある者
 - (11) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的その他理由の如何を問わず、反社会的勢力を不正に利用していると認められる関係があ

る者

(12) 当社が会員としてふさわしくないと認めた者

第 13 条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、会員の U S S グループに対する一切の債務について、会員と連帯して支払の責任を負うものとする。
2. 以下の各号に該当する者は連帯保証人となることができない。
 - (1) 第 12 条第 3 項各号に該当する者
 - (2) 保証人紹介業者（保証人を斡旋または紹介し、名目の如何に問わずその手数料を得ることを目的とする事業者をいう）より連帯保証人として斡旋または紹介された者
3. 連帯保証契約締結時に前項各号に該当することを申告せずに連帯保証人となった者は、前項各号に該当することを理由として連帯保証債務の履行を拒むことはできない。

第 14 条 (追加担保の提供等)

1. 当社は、会員の信用に問題があると判断した場合には、会員に対して連帯保証人の追加その他会員の信用を補完するに足りる担保の提供を要求することができる。この場合、会員は、直ちに必要な担保等を提供しなければならない。
2. 当社は、会員から前項に定めた担保の提供が為されない場合、オークションへの参加停止、落札限度額の制限等、取引の制限をすることができる。

第 15 条 (保証金)

1. 入会申込者は、入会が承認された場合には、承認の日から 10 日以内に当社に対して保証金を預託しなければならない。
2. 入会申込者が前項の期間内に保証金を預託しなかったときは、入会の承認は失効するものとする。
3. 保証金の額は 10 万円とする。
4. 保証金には利息は付さない。
5. 保証金は、会員が U S S グループに対して負担する一切の債務を担保するものとし、会員が本規則に基づき、U S S グループに対して負担する債務につき不履行がある場合、当社は保証金との相殺ができるものとする。
6. 前項の相殺により保証金の金額が不足するに至った時は、会員は、当社の指定した期日までに当該不足額を補填しなければならない。
7. 当社は、会員のオークション取引の状況等を勘案して、保証金の額を増額変更することができる。その場合、会員は、変更の通知が到達した日から 10 日以内に追加して保証金を預託しなければならない。
8. 会員が前 2 項の期限までに、不足額または追加保証金を預託しなかった場合、当社はオークションへの参加およびオークション付随サービスの利用を制限することができる。
9. 保証金の返還は、退会した日から起算して 6 か月を経過した日の翌月月末の当社の最終営業日とする。ただし、6 か月を経過した日が当社が退会を認めた日と同年度内の場合は、翌年度 4 月の月末の当社最終営業日に返還をするものとする。

10. 会員が退会時にU S Sグループに対して債務を負担するときは、当該債務と保証金を相殺し、その残金を会員に返還するものとする。

第 16 条(会員からの相殺の禁止)

会員は、U S Sグループに対して負担する債務と保証金を相殺することはできない。

第 17 条(メンバーカード、I Dカード等)

1. 当社は、会員契約を締結した会員に対して、メンバーカードおよびI Dカードを発行する。
2. 会員は、オークションに参加する際に、メンバーカードおよびI Dカードを携帯しなければならない。当社はメンバーカードおよびI Dカードを携帯しない会員に対してオークションへの参加を拒否することができる。
3. メンバーカードおよびI Dカードの発行は原則1会員につき1枚とする。
4. 会員は、当社が認めた場合に限り、自社の取締役または従業員等のために複数のI Dカードの発行を申請することができる。この場合、会員は、当社が指定した、当該取締役または従業員等であることの証明書(雇用保険被保険者証、健康保険証等)を提出しなければならない。また、I Dカードの発行を受けた会員の取締役または従業員等が、その身分を喪失した場合、会員は、当社に対してI Dカードを速やかに返還しなければならない。
5. メンバーカードまたはI Dカードを紛失・消失した会員は、当社に対して再発行手数料を支払うことにより、再発行を受けられるものとする。

第 18 条(仮カード)

1. 会員が、メンバーカード、I Dカードの携帯を失念した場合、当該会員は、所定の申請書に身分証明書のコピーを添付して提出し、仮カードの発行を申請しなければならない。
2. 当社が仮カードを発行した場合、当該会員は仮カード発行手数料を当社に支払わなければならない。
3. 仮カードに関する会員の責任については、メンバーカード・I Dカードに関する会員の責任に準ずるものとする。
4. 仮カードの貸出しは、オークション開催日の終了時までとし、会員は退場時に仮カードを返却しなければならない。
5. 会員が、仮カードを返却しなかった場合、当該会員は当社に対して、別途定めるペナルティを支払わなければならない。

第 19 条(契約期間)

当社と会員の会員契約の期間は、契約の日から1年とし、契約満了日の3か月前までに当事者双方のいずれかから異議の申し出のない限り、更に1年延長されるものとし、その後も同様とする。

第3章 会員の権利・義務

第20条(会員の権利)

1. 会員は、当社が主催するオークションに参加して、車両を出品または落札することができる。ただし、当社は参加できるオークションを制限することができる。
2. 会員は、別途契約を締結することにより、以下に定めるオークションに付随するサービスを利用することができる。
 - (1) 当社が運営するインターネットサイト
 - (2) 株式会社オークション・トランスポートが運営する各種サービス
3. 前項で定めたオークション付随サービスを運営する会社および内容は、随時変更することができるものとする。

第21条(会員の規則遵守義務)

会員は、本規則または諸規程を遵守する義務を負う。

第22条(通知義務)

1. 会員は、氏名または商号、代表者、住所および主たる営業所の所在地、電話番号、取引銀行、連帯保証人の氏名、住所その他届出内容に変更が生じた場合は、当社に対して、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。
2. 会員は、メンバーカード、IDカードまたは第20条第2項(1)のサービスに用いる機器類が、紛失その他理由の如何を問わず会員の管理から離脱した場合、並びに、第20条第2項(1)のサービスに用いるパスワードが漏洩した場合、当社に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

第23条(禁止行為)

会員は、以下に定める行為をしてはならない。

- (1) 出品車両(流札車両を含む)について、オークションまたは当社の仲介によらず、直接取引すること
- (2) 自己の出品車両について、オークション価格を操作する行為
- (3) 会員名義を貸与またはメンバーカード、IDカードもしくは第20条第2項(1)のサービスに用いる機器類を貸与すること
- (4) 会員以外の者を伴ってオークション会場に入場すること
- (5) オークション情報を転用または会員以外の者に開示すること
- (6) オークション会場の平穏を乱しまたはオークションの進行を妨げること
- (7) 第20条第2項(1)のサービスに用いるパスワードを教示すること
- (8) 第62条第3項の場合を除き、落札車両の名義人に対し、当社の承諾なしに、連絡をすること
- (9) その他、本規則または諸規程に違反する行為を為すこと

第 24 条（会員の責任）

会員は、以下の場合には、理由の如何を問わず、当社に対し一切の責任を負い、債務を負担する。

- (1) 会員以外の者が当該会員名義のメンバーカード、IDカードを使用して当社主催のオークションに参加した場合
- (2) 会員以外の者が第 20 条 2 項(1)に定めるサービスを経由して当社主催のオークションに参加した場合

第 25 条(罰則)

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該会員に対して、本条第 2 項所定の罰則を科することができる。

- (1) 本規則または諸規程に違反したとき
- (2) U S S グループに対して、負担する債務の履行を怠ったとき
- (3) 権利のないことを容易に知り得べきなのに、軽率、不十分な調査のまま当社に対して訴訟を提起し、敗訴したとき
- (4) 会員としてふさわしくない行為があったとき

2. 前項の罰則は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 落札限度額の引き下げ
- (2) オークション情報配信等の停止
- (3) ペナルティの支払
- (4) オークションへの参加停止
- (5) 除名

3. 当社は、会員に対して前項の罰則に際して、または罰則に替えて始末書を徴求することができる。

4. 除名の場合、当社は、除名された会員に対して保証金を返還しない。

第 26 条（会員契約の解除）

会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、直ちに、事前の催告無く会員契約を解除することができる。なお、本条に基づき当社が会員契約を解除した場合、会員は、一切異議を申し立てず、また当社に対して賠償ないし補償を求めないものとする。

- (1) 破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始申立てがなされたとき
- (2) 振出した手形、小切手が不渡りとなりその他一般の支払を停止したとき
- (3) U S S グループに対して有する債権を他に譲渡または担保に供したり、この債権について他より仮差押、仮処分または強制執行等の処分を受けたとき
- (4) U S S グループに対して負担する債務の支払を遅滞したとき
- (5) 当社との間に 3 か年以上取引がなく、かつ会員の登録された住所、電話番号等に連絡しても連絡がとれないとき
- (6) 会員または連帯保証人について、第 12 条第 3 項各号に該当する事由が生じたとき
- (7) 本規則または諸規程に違反したとき

第4章 出品・落札

第27条(出品)

1. 会員は、次条以下の定めるところに従い、オークションに車両を出品することができる。ただし、当社は、必要に応じて出品車両の台数、車種、車名、年式、型式を制限することができる。
2. 車両の出品手続については、本規則に定めるもののほかは、諸規程に定めるものとする。

第28条(出品手数料・成約手数料)

1. 会員は、出品に際して当社に対して出品手数料を支払うものとする。
2. 会員は、出品した車両が成約した場合には、当社に対して成約手数料を支払うものとする。
3. 手数料の額については、当社が別途定めるものとする。

第29条(出品店の整備義務)

会員は、出品に際してはエンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を十分に行なわなければならない。

第30条(出品申込みと誠実義務)

1. 出品の申込みは、所定のオークション出品票（以下「出品票」という。）に必要事項を記入し、車両の搬入をもって行う。
2. 会員は、諸規程に従い、出品車両の車種、車名、車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等必要事項を正確かつ誠実に当社に対して申告しなければならない。
3. 出品店は、虚偽の記入、申告漏れ、誤記入その他申込みによって生ずる全ての問題について責任を負わなければならない。

第31条(出品車両基準)

1. 出品車両は以下の基準に適合したものでなければならない。ただし、当社が出品を認めた車両についてはこの限りではない。
 - (1) 一般走行、安全走行が可能な車両
 - (2) 完全な所有権の移転が可能である車両
 - (3) 事故車または粗悪車でないこと
 - (4) 出品したオークション会場内での車両移動が可能な燃料があること
 - (5) 車両の室内外が清掃済みであること
2. 当社は、前項にかかわらず、諸規程をもって、出品車両の種類、品質に応じたオークションを開催することができる。

第 32 条 (基準違反車両の整備手数料)

出品車両が前条第 1 項の基準に反するため、当社が整備を必要とした場合、当社は出品店の承諾なしに整備をすることができるものとする。この場合、出品店は整備に要した実費および整備手数料等を、当社に支払わなければならない。ただし、当社が基準違反であることを認めて出品した車両についてはこの限りではない。

第 33 条 (出品車両の搬入)

1. 出品店は、当社が別途定める期限までに、出品車両を搬入しなければならない。
2. 出品店は、出品車両の搬入に際しては、当社の指示に従わなければならない。
3. 出品店は、当社へ車両を搬入した以後は、出品を撤回することはできない。

第 34 条 (オークション順序等の決定)

オークション順序および各コーナーの振分け（出品番号の決定を含む）は、当社が決定するものとする。

第 35 条 (落札)

1. 会員は、次条以下の定めるところに従い、オークションに参加して車両を落札することができる。
2. 車両の落札手続については、本規則に定めるもののほか、諸規程をもって定めるものとする。

第 36 条 (落札手数料)

1. 会員は、車両を落札したときは、当社に対して落札手数料を支払うものとする。
2. 手数料の額については、当社が別途定めるものとする。

第 37 条 (落札店の車両確認義務)

会員は、車両の落札に当たっては、出品票の記載内容の確認と、出品車両の十分な確認を行い、さらに落札後も諸規程に定めるクレーム申告期限内に当該車両と出品票との相違がないことを再度確認しなければならない。

第 38 条 (落札価格)

1. 落札価格は、セリ最終価格とし、当社が落札価格をつけたと認めた会員を落札店とする。ただし、当社は、セリ最終価格が出品店の希望する最低価格に達しない場合は、落札を認めないことができる。
2. 当社が落札を認めたときにオークション取引が成約したものとする。この場合、成約車両に関する売買契約は、出品店と落札店の間に成立する。

第 39 条 (商談落札)

1. 会員は、当社が仲介することにより、流札車両を購入することができる。
2. 会員は、商談を希望する場合、所定の申込書に必要事項を記入した上、当社に対して、

商談の申込みをするものとする。

3. 会員は、商談により流札車両の売買が成立した場合、落札手数料と併せて、当社が別途定める商談手数料を支払うものとする。

第 40 条 (車両の搬出)

1. 会員は、当社が別途定める期限までに車両を搬出しなければならない。
2. 車両の搬出は、当社に対して所定の出庫票を提出して行うものとする。
3. 車両の搬出に要する燃料は、当該車両を搬出する会員の負担とする。
4. 出品店が所定の搬出期限までに流札車両を搬出しなかった場合、当該車両を再出品したものとみなす。この場合においては、出品店は当社に対して、出品手数料を再度支払うとともに、当社が別途定める出品代行手数料を支払わなければならない。
5. 落札店が所定の搬出期限までに落札車両を搬出しなかった場合、当社は当該落札車両について保管責任を負わない。
6. 落札店が所定の搬出期限までに落札車両を搬出しなかった場合、落札店は当社に対して、別途定めるペナルティを支払わなければならない。
7. 落札車両のうち、運輸支局または軽自動車検査協会以外の登録、または登録のない車両等の搬出については、落札店が当社に対して落札車両代金、落札手数料、自動車税相当額その他の費用およびそれに係る消費税（以下「落札車両代金等」という。）を入金した後でなければ車両を搬出することができない。
8. 会員が間違った車両を搬出した場合、原状回復に要する費用その他それに伴い他の会員に生じた損害を負うものとする。

第 41 条 (車両の搬出禁止)

当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合は、車両の搬出を禁止することができる。

- (1) U S S グループに対する債務の履行を怠ったとき
- (2) 信用力が低下していると当社が認めたとき
- (3) 落札限度額を超えて車両を落札したとき
- (4) 当社にて別途定めた搬出限度額を超えて車両を落札したとき
- (5) 第 25 条第 1 項各号または第 26 条各号のいずれかに該当する事実が存するとき

第 5 章 検 査

第 42 条 (検査)

1. 当社は、会員の便宜に資するため、出品車両について、出品店の申告内容に基づき出品車両を検査し、諸規程に定める評価基準により評価をする。
2. 前項の検査は、評価点の設定を目的としており、出品車両の品質を保証するものではない。

3. 会員は、本条第1項に基づき、当社が行った検査の内容および評価点を参考とすることはできるが、検査の内容または評価の相違について、当社に責めを求めることはできない。

第6章 書類

第43条(車両の譲渡書類)

1. 出品店は、成約車両に関する書類規程に定める譲渡書類(以下「譲渡書類」という。)を、オークション開催日を含む8日以内に当社に引渡さなければならない。
2. 当社は、落札店が落札車両代金等を当社に支払うのと引換えに、当該落札車両の譲渡書類を落札店に引渡す。
3. 落札店が当該オークションにおいて別途車両を出品しており、その車両が成約した場合は、当社は、前項にかかわらず、落札店による落札車両代金等の支払および当該成約車両の譲渡書類の全ての引渡しと引換えに、落札車両の譲渡書類を落札店に引渡す。
4. 当社は、落札店が落札した車両の落札車両代金等の全部または一部の支払を不履行している場合には、当該落札車両代金等の支払を完了するまでの間、前2項の譲渡書類の引渡しを留保することができる。

第44条(落札車両の登録)

1. 落札店は、譲渡書類を受領した後は、諸規程に定める日までに登録を完了しなければならない。ただし、落札車両が一時抹消登録(軽自動車における返納)の場合は除く。
2. 落札店は、前項の登録を完了した場合、諸規程に定める期限、方法に従い、その旨を当社に通知しなければならない。

第45条(譲渡書類遅延のペナルティ)

出品店が第43条第1項の期限までに譲渡書類の全部または一部の引渡しを怠った場合、当該出品店は、諸規程に定めるペナルティを落札店に支払わなければならない。

第46条(名義変更遅延ペナルティ)

落札店が、第44条で定める登録の完了および当社に対する通知を怠った場合、当該落札店は、諸規程に定めるペナルティを出品店に支払わなければならない。

第47条(譲渡書類紛失または失効のペナルティ)

落札店は、落札車両について引渡された譲渡書類の全部または一部を紛失し、あるいはその効力を失効させた場合、落札店は諸規程に定めるペナルティを出品店に支払わなければならない。

第7章 車両代金等の決済

第48条（出品店に対する成約車両代金等の決済）

1. 出品店は、出品手数料を、オークション開催日を含む7日以内に、当社に支払わなければならない。ただし、支払期日の最終日が、当社の休業日に該当する場合は、その前日をもって期日の最終日とする。
2. 当社は、会員が車両を出品し成約した場合、成約した車両代金から出品手数料、成約手数料その他の費用およびそれに係る消費税を差引いた残額（以下「成約車両代金等」という。）を出品店に対して支払うものとする。
3. 当社は、出品店に対する成約車両代金等の支払は、出品店が当社に対して成約車両の譲渡書類の引渡し完了し、落札店が当社に対して落札車両代金等の支払が完了した日の翌営業日に出品店に対して成約車両代金等の支払手続きを開始するものとする。
4. 当社は、出品店が当社に対して成約車両の譲渡書類が引渡された日の翌営業日に、落札店に代わって成約車両代金の立替払の手続きを開始するものとし、落札店は当該立替払に予め同意するものとする。ただし、当社により、立替払が妥当ではないと判断した場合は、この限りではない。
5. 当社は、成約車両代金等の支払い時に、出品店が当社に対して負担する債務がありかつ当該債務の期限が到来しているときは、当該成約車両代金等より上記債務を差し引いた残額を、出品店に対して支払うものとする。

第49条（落札車両代金等の決済）

1. 落札店は、落札車両代金等を、オークション開催日を含む7日以内に当社に支払わなければならない。ただし、支払期日の最終日が、当社の休業日に該当する場合は、その前日をもって期日の最終日とする。
2. 落札店は、落札車両についてクレームが存する場合でも、その解決とは別に、前項の期限までに、当社に対して、落札車両代金等を支払わなければならない。
3. 落札車両の所有権は、落札店が当社に対して、落札車両代金等を支払ったときに落札店に移転する。

第50条（落札車両代金等不払いの場合の措置）

1. 落札店が落札車両代金等の支払を遅延した場合、当社は落札店の承諾なしに当該車両の名義を当社へ移転することができるものとし、落札店は予めこれに同意する。この場合、名義移転に係る費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とする。
2. 落札店が落札車両代金等の支払を遅延し、当社が催告した期限までに当該落札車両代金等を支払わない場合には、当社は、前項により当社に名義移転した落札車両をオークションに出品して売却し、落札車両代金等に充当することができる。この場合、売却した車両の代金を充当しても、落札車両代金等および遅延損害金に不足が存する場合は、落札店は、当社が指定した期日までに残額を支払うものとする。

第 51 条（落札車両等の引渡）

当社は、落札車両代金等の支払と引換えに、落札店に落札車両または譲渡書類を引渡すものとする。

第 52 条（落札限度額）

1. 当社は、会員について落札限度額を定めることができる。
2. 当社は、前項により定めた落札限度額を随時変更することができる。
3. 落札限度額を定められた会員は、落札限度額の範囲内に限り、車両を落札することができる。落札限度額の範囲内か否かの判断は、オークションにおいて生じた当該会員の落札車両代金等の額を合算して判断するものとする。

第 53 条（自動車税相当額の負担）

1. 出品店は、オークション開催月末日（軽自動車は開催年度分）までの自動車税相当額を負担し、落札店は、オークション開催月の翌月分（軽自動車は翌年度分）以降の自動車税相当額を負担しなければならない。
2. 自動車税相当額の精算方法については、諸規程に定めるものとする。

第 54 条（遅延損害金）

会員が U S S グループに対する債務の支払を怠ったときは、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 55 条（期限の利益の喪失）

会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、当該会員が U S S グループに対して負担する全ての債務につき、当然に期限の利益を喪失するものとする。

- (1) U S S グループに対して負担する債務の履行を一つでも怠ったとき
- (2) 第 25 条第 1 項各号または第 26 条各号のいずれかに該当する事実が存するとき
- (3) 業務提携先のオークション会場において、規則等に違反する行為をし、または債務不履行等があったとき

第 56 条（債権債務の相殺）

U S S グループの一員が会員に対して債権を有し、他の一員が会員に対して債務を負担する場合において、当該債務について期限が到来している場合には、債権を有し、または債務を負担する会社は、会員に対して相殺を主張することができるものとし、会員は当該相殺について予め承諾するものとする。

第 57 条（振込手数料および送付費用の負担）

1. 会員から当社に対する支払、または当社から会員に対する支払の際の振込手数料は、送金者が負担する。
2. 会員が当社に対し書類等を送付する場合の送付費用は、送付者が負担する。

第 8 章 クレーム・契約解除

第 58 条 (クレームの申立て方法)

1. 会員は、オークション取引において、クレームがある場合、本規則および諸規程に基づき必ず当社を通じてクレームの申立てを行うものとする。
2. 前項に従い、クレームの申立てをする場合、当該落札車両 1 台につき、原則 1 回のみとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りではない。

第 59 条 (車両売買契約の解除)

契約解除の要件のクレームについては、クレーム規程その他の諸規定に定めるものとする。

第 60 条 (キャンセルペナルティの支払による解除)

前条にかかわらず、出品店または落札店は、オークション開催日当日の定められた時間内に限り、互いに相手方に対して諸規程に定めるキャンセルペナルティを支払うことにより、落札店と出品店との間に成立した当該車両の売買契約を解除することができる。

第 61 条 (車両売買契約解除と当社の責任)

当社は、前 2 条による契約の解除によって当事者に生ずる損害につき、一切損害賠償の責任を負担しない。

第 62 条 (クレームのあっせん・仲裁)

1. 会員は、オークション取引に関するクレームについては、理解と誠意をもってこれにあたり、クレームの円満かつ迅速な解決を実現するよう努めなければならない。
2. 当社は、落札店、出品店いずれかまたは双方より当該オークション取引について、クレームの申立てがあった場合、本規則および諸規程に基づき中立な立場であっせんまたは仲裁をする。この場合、当事者双方は、当社のあっせんまたは仲裁に原則従うものとする。
3. 当社が行うあっせんまたは仲裁が不調に終わった場合、以後の解決は出品店、落札店自ら行うものとし、当社は一切関与しないものとする。

第 63 条 (損害賠償の代位弁済)

1. 前条のあっせんまたは仲裁により、出品店、落札店間に金銭の支払を旨とする和解が成立した場合で、当社がオークションの信用を保持するために必要であると判断した場合には、和解により出品店または落札店がその相手方に対して負担すべき金銭債務について、当社が、出品店または落札店に代位して、弁済できるものとし、出品店、落札店は上記代位弁済について予め承諾するものとする。
2. 前項により代位弁済を受けた当事者は、代位弁済に係る金額およびこれに対する代位弁済の日から支払済みに至るまで、第 54 条に定める遅延損害金を付加した金員を直ちに当

社に支払わなければならない。

第 64 条 (車両売買契約解除と手数料)

会員は、契約が解除された場合にも、当社に対して、出品手数料、出品代行手数料、成約手数料、落札手数料、商談手数料その他の費用およびそれに係る消費税を支払わなければならない。

第 9 章 車両損害等

第 65 条 (天災、地変等による車両損害)

1. 天災、地変その他の当社の責に帰すことのできない事由によって、オークション会場内の車両に、故障その他の損害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとする。
2. オークション会場内において、事故が発生し、これにより車両の損害が生じた場合も前項と同様とする。
3. 当社の責に帰すことのできない事由によって、オークション会場の下見の際に生ずる車両事故については、当社は一切責任を負わない。
4. オークション会場内において、事故が発生した場合は、会員は、速やかに当社に事故の発生を連絡しなければならない。

第 66 条 (盗難事故と損害)

1. オークション会場において、車両の盗難事故が発生した場合、セリ前および流札車両については相場価格、成約後の車両については落札価格をその損害の限度額とする。
2. 盗難による部品損害については、標準装備品および装備が出品票に明記されたもの限り損害として認められるものとし、中古部品時価相当額をもって損害の限度額とする。

第 67 条 (退会)

1. 会員は、退会を希望する際は、当社に対し、当社指定の退会届により申し、メンバーカードおよびIDカードを含む当社からの貸与品全てならびに保証金預り証を返還しなければならない。
2. 当社が前項の申出を認めたとき、退会の効力が発生する。

第 10 章 その他

第 68 条 (合意管轄)

会員と当社との間に紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所および名古屋簡易裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

付 則

施 行

平成 15 年 10 月 8 日施行
平成 21 年 9 月 10 日改定
平成 23 年 10 月 10 日改定
平成 27 年 7 月 1 日改定
平成 30 年 8 月 22 日改定

第 2 条第 1 項に定める「U S S グループ」の表示

企 業 名	本店所在地
株式会社ユー・エス・エス	愛知県東海市新宝町 507 番地の 20
株式会社ジェイ・エー・エー	東京都江戸川区臨海町三丁目 2 番 1 号
株式会社H A A神戸	兵庫県神戸市中央区小野浜町 21 番 1 号
株式会社ユー・エス物流	愛知県東海市新宝町 507 番地の 20
株式会社U S Sサポートサービス	愛知県東海市新宝町 507 番地の 20
株式会社リプロワールド	千葉県野田市船形 1830 番地
株式会社アビヅ	愛知県名古屋市港区昭和町 14 番地の 24
株式会社U S Sロジスティクス・ インターナショナル・サービス	神奈川県横浜市鶴見区大黒町 9 番 19 号
株式会社ラビット・カーネットワーク	東京都千代田区鍛冶町二丁目 3 番 3 号
株式会社オークション・トランスポート	東京都江戸川区臨海町三丁目 2 番 1 号

出品・落札規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をJ A Aと称する。

第2章 出品の方法

第2条（出品店の車両整備義務）

出品店は、車両の出品をするに際しては、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を十分に行うものとする。

第3条（出品車両の条件）

出品車両は、下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、J A Aが出品を認めた車両についてはこの限りではない。

- (1) 一般走行，安全走行が可能な車両
- (2) 完全な所有権の移転が可能である車両
- (3) 事故車または粗悪車でないこと
- (4) 出品したオークション会場内での車両移動が可能な燃料があること
- (5) 車両の室内外が清掃済みであること

第4条（出品店の申告義務）

1. 出品店は、車両の出品に際して、オークション出品票に下記の事項を正確に記載してこれを申告するものとする。

- (1) 車歴（レンタカー，事業用等の登録歴がある車両は記入する）
- (2) 特殊用途車（特殊用途車のうち，法令に定める「専ら緊急の用に供するための自動車」（救急車，公共応急作業車等），および「法令等で特定される事業を遂行するための自動車」（教習車，霊柩車等）は記入する）
- (3) 排気量，型式
- (4) 初度登録年，車名，形状，グレード等
- (5) 車検有効期限，登録番号（抹消登録の車両は，登録No.に記載してはならない。また，軽自動車でナンバープレートを後日送付とする場合は，出品票にナンバー後日と記入する）
- (6) 車台番号（職権打刻については，車検証等に記載のとおり記入する）
- (7) 予備検査の有効期限（オークション開催月の翌月末日に満たない場合，または有効期限切れは記入する）
- (8) 走行距離，使用時間等，使用の経過が判断できるもの
- (9) km／マイル表示の別（国産車および輸入車の正規ディーラー車についてはkmで申告し，

- マイル表示のみの場合はマイル申告とする。なお単位指定の無いものはkm申告と見做す)
- (10) メーター改ざん車(出品票注意事項欄にメーター改ざん車および推定走行距離を記入し出品票走行距離欄には積算距離計の表示している走行距離を記入し「*」を付する)
 - (11) メーター交換車(認証, 指定工場でメーター交換されたことを証する書面がある車両は, 出品票注意事項欄にメーター交換車および交換日, 交換時の走行距離を記入し, 出品票走行欄には交換前, 交換後の合算した走行距離を記入し「\$」を付する)
 - (12) 走行不明車(メーター改ざん車, メーター交換車以外で, 実走行と判断ができない車両は, 出品票注意事項欄に走行不明車と記入し, 出品票走行欄には積算距離計の表示している走行距離を記入し「#」を付する)
 - (13) 外色(カラーNo およびカラーNo が示す色を記入する。また, 色替えをした場合は, 元の色と色替え後の色も記入する), 内装色
 - (14) 燃料(ガソリン, 軽油, 電気, LPG, CNG等)
 - (15) シフト(AT, F5, シーケンシャル[SQ]等。また, マニュアルシフトでクラッチが無い車両は記載する)
 - (16) ハンドルの位置(右, 左)
 - (17) 冷房(AC, WAC, AAC, クーラー等)
 - (18) タイヤの残り山, スペアタイヤの有無(スタッドレス等の別も記入する)
 - (19) 乗車定員(バンにおける二人乗り, 三人乗りも記入する), 積載量
 - (20) 機関・機構上の不具合, 標準装備品の欠品, 外品(社外品・規格外品)装着等
 - (21) 修復箇所, 内外装のキズ, 凹凸, サビ腐食, 焦げ, 汚れ等の瑕疵状態
 - (22) 輸入車の輸入区分(並行車は記入する)
 - (23) 輸入車用年式(シリアルナンバー等で判断がつくモデル年式を記入する。ただし未記入は不明として扱う)
 - (24) 登録遅れ(マイナーチェンジ, モデルチェンジ, 仕様変更)等のあった車両で, チェンジがあった日を含む月から6か月以上経過し, かつ年をまたいでいるもの。なお輸入車は除く)
 - (25) 輸出歴(日本国外へ輸出された車両を輸入して出品する場合は記入する)
 - (26) レスオプション
 - (27) 改造の有無およびその内容(車検証のコピーがあれば車載する)
 - (28) 災害歴およびその内容
 - (29) リサイクル預託金額(預託済みの場合のみ。また, 資金管理料金は預託金額に含まない)
2. オークション出品票に, 前項8号に定める走行距離または使用時間等の記入がない場合は, 当該車両のメーターが表示する数値をもって走行距離または使用時間等として扱うものとする。

第5条(オークション出品票のその他記載事項の定義)

1. ワンオーナーとは, 書類(詳細登録証明書)上, 名義変更がされていない車両をいう。
ただし, 商品車登録(販売目的で古物許可証を持った法人および個人への登録), および

第三者への移転登録日と同日に抹消登録が行われた変更は除くものとする。

2. 前項の場合であっても、過去にレンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーの記載は認めない。
3. 後期とは次のとおりとする。
 - (1) 国産車の場合、初度登録年までに実施されたマイナーチェンジ後の車両をいう。ただし、マイナーチェンジ後から初度登録年までに仕様変更等があった場合は、その仕様変更を含めた最終変更後の車両をいう
 - (2) 輸入車の場合、初度登録年内のモデルチェンジおよび仕様変更等の最終変更後の車両をいう
4. 純正装備品とは、標準装備品に加えてメーカーオプションまたはディーラーオプションとして当該出品車両の新車販売ときに設定がある装備品をいう。

第6条（福祉車両）

福祉車両の消費税について、中古車として売買される際に、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断出来ないため、消費税を計上するものとする。ただし、出品店による非課税申告または、落札店による非課税申告に出品店が承諾した場合について、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを免除されるものとする。

第7条（事業用、特殊用途車）

下記に示す車両は、一時抹消登録した上で出品するものとする。

- (1) 事業用登録車
- (2) 特殊用途車（特殊用途車のうち、法令に定める「専ら緊急の用に供するための自動車」（救急車、公共応急作業車等）、および「法令等で特定される事業を遂行するための自動車」（教習車、霊柩車等））

第8条（大型部品の送付）

タイヤ、アルミホイール、バンパー等大型部品の付属して出品する場合、出品店は、JAAに送付先を確認したうえ、送料を負担して直送するものとする。

第9条（整備手帳等の後日発送義務）

1. リモコン等容易に車外へ持ち出せる部品、および整備手帳は出品店で保管するものとし、オークション開催日を含む8日以内に、譲渡書類と一緒にJAAへ引渡すものとする。なお、郵送による引渡しの場合の送料は、出品店の負担とする。
2. 前項に定める整備手帳とは、メーカーが発行したもので、保証書が付してあるものをいう（保証期間が残っているものについては、保証継承できるものでなければならない）。

第10条（出品停止）

JAAが下記に示す車両と判断した場合は出品を停止する。

- (1) 所有権の移転について法的問題のある車両（盗難車等）
- (2) その他出品車両としてふさわしくないと J A A が判断した車両

第 11 条（出品車両の希望価格およびスタート価格）

1. 出品店は、出品車両の希望価格およびスタート価格をオークション出品票の所定の欄に記入するものとする。
2. 出品店が設定したスタート金額がオークションの進行に支障を生ずる可能性があると J A A が判断した場合、コンダクターは、スタート金額を変更することができる。
3. 出品店は、オークション当日に調整室においてコンダクターに申し出て、希望価格を変更することができる。
4. 出品店が出品した車両のオークション実施時に調整室に不在の場合、コンダクターは、出品店から申し出のあった希望価格の下 2 万円まではコンダクター権限で落札処理することができるものとする。

第 3 章 キャンセル

第 12 条（キャンセルペナルティ支払による解除—買い間違い、売り間違い）

1. 成約後 2 時間以内かつオークション終了後 1 時間以内に限り、互いに相手方に対してキャンセルペナルティ金 5 万円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除することができるものとする。
2. 商談により成約した場合については、商談成立後 2 時間以内かつオークション終了後 1 時間以内に限り、互いに相手方に対してキャンセルペナルティ金 10 万円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除することができるものとする。
3. 前項の契約解除の場合、当事者双方は、J A A に対して成約手数料および落札手数料を支払わなければならないものとし、出品店が契約を解除する場合は、成約料および落札料は出品店の負担とし、落札店が契約を解除する場合は、成約料および落札料は落札店の負担とする。
4. 前項のいずれの場合も出品料は出品店の負担とする。
5. 1 項および 2 項の場合の落札店からの申し出について、当該車両が落札店により搬出がされている場合の解除はできないものとする。

第 4 章 落札の方法

第 13 条（落札店の車両確認義務）

会員は、車両の落札に当たっては、出品票の記載内容の確認と、出品車両の十分な確認を

行い，さらに落札後も諸規程に定めるクレーム申告期限内に当該車両と出品票との相違がないことを再度確認しなければならない。

第 14 条（商談）

1. 流札車両の購入を希望する会員は，所定の用紙に必要事項を記入したうえ，商談の申込をするものとする。
2. 落札希望店が記入した希望購入価格を出品店が了解した時に成約があったものとする。
3. 商談の運用に関しては，J A A が設ける基準に従わなければならない。

平成 30 年 8 月 22 日改定

検査規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をJAAと称する。

第2条（検査の目的）

1. 当社は、中古自動車を公平に安心して売買できるようにするために、当社の認定した検査員が、出品店の申告内容に基づいて出品車両を検査し、以下の評価基準により評価するものとする。
2. 会員は、前項の評価を売買する際の参考にすることができるが、評価の相違を理由として、JAAに責めを求めることはできない。

第2章 評価点および評価基準

第3条（評価点および評価基準）

出品車両の評価点および評価基準は別表1のとおりとする。

1. 第1項の内装補助評価基準は別表2のとおりとする。
2. 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗悪車

ボディ主要パーツ（フレーム、メンバー、ピラー、フロアパネル、インサイドパネル、ルーフパネル等）が腐食穴などにより、車両状態が悪いもの、および安全走行に問題があるとJAAが判断したもの。または、海水などにより下回り等がひどいサビ、腐食でボルト、ナットの締めつけや整備が不能になったもの

(2) 災害車

災害等を受けたと思われるもの、およびそれに準ずる状態で著しく商品価値の下落が見込まれるとJAAが判断したもので、冠水歴車（災害や自らの浸水により、水または泥等に浸かったもの、およびそれに準ずるもの）、消火剤散布歴車等

(3) 修復歴車

交通事故、その他の災害により下記の外観や機能に欠陥（車体の骨格にあたる部位が損傷したもの）が生じた経歴があるとJAAが判断したもの

イ フレーム、メンバー、インサイドパネル、カウルパネル、トランクフロアパネルを交換、修正したもの、または修正を要するもの

ロ 外面部分を除くピラーの交換、修正したもの、または修正を要するもの

ハ ルーフパネルの交換、修正状態が粗悪なもの、または大きく修正を要するもの

ニ ルームフロアパネルの交換、修正したもの、または修正を要するもの、またそれに溶接接合されたパネルの交換、修正されたもの、または修正を要するもの

ホ その他修正，補修の状態から交通事故歴，災害歴が疑われるもの

第4条（接合車）

1. 本規程において接合車とは，他の車両の一部を接合して，アンダーボディまたはルーフを変更したもの並びに，運転者室，および荷台，荷室，エンジンルームを延長または短縮されたものおよびそれに準ずるとJ A Aが判断したものをいう。
2. 接合車の取扱については，別途定めるところに従う。

第5条（みなしメーター改ざん車）

出品車両について，当該車両のスピードメーターの取付状態から実走行距離と表示されていないとJ A Aが判断した場合は，出品店の了解なしにメーター改ざん車とすることができるものとする。ただし，出品店がメーター改ざんではないことを，証明した場合はこの限りではない。

第6条（タコグラフメーター装着車とメーター改ざん車）

1. 出品車両について，当該車両の積算距離計がタコグラフメーター一体式の場合，出品店よりメーター改ざん車または走行不明車の申告がないものは，J A Aは新車登録時からの標準装備と同等と見做し，実走行扱いをするものとする。
2. 前項に係わらず，タコグラフメーターを途中で交換をしたものとJ A Aが判断した場合は，出品店の了解なしにメーター改ざん車とすることができるものとする。ただし，出品店がメーター改ざんではないことを，証明した場合はこの限りではない。

(表1) 評価点および評価基準表

*各点数右欄記載の評価基準を全て満たすものを当該評価点数の車両とする。

点数	走行距離	内装補助 評価	内外装の程度	その他
S点	10,000 km 未満	Aランク	・ほとんど無傷, 無補修であるもの	・初年度登録経過月数 12 か月まで
6点	30,000 km 未満	同上	・ほとんど無傷, 無補修で、加修の必要 のないもの	・エンジンおよび足回り関 係が良好であること ・初年度登録経過月数 36 か月まで
5点	50,000 km 未満	同上	・目立たない傷, 凹はあ るものの, 内外装とも ほとんど加修の必要 のないもの ・外装部品の交換のない もの	・エンジンおよび足回り関 係が良好であること
4.5点	100,000 km 未満	Bランク 以上	・内外装とも軽微な補修 をすることにより 5 点に準ずるもの	
4点	150,000 km 未満	Cランク 以上	・目立つ傷, 凹, 錆, 焦 げ, 破れが少々あり, 加修が必要と思われ るもの	
3.5点		Dランク 以上	・大小の钣金や加修を必 要とする所が数か所 あるもの ・多数の焦げ穴, 破れ等 があるもの	
3点		Eランク	・全補修, 交換, 張り替 えを必要とするもの	
2点	・商品価値の低いもの, 粗悪車等			
1点	・冠水歴車, 消火剤散布歴車等			
R点, RA点	・修復歴車			
X点	・極端な低年式車, レプリカ車, 特殊車両等の評価の困難なもの			

(表2) 内装補助評価基準表

* 各点数右欄記載の評価基準のいずれかにあてはまるものを当該評価点数とする。

ただし、各評価点の評価基準の複数項目に該当するものについては、当該評価点数より低い評価点とすることができる。

評価点*	評価基準
Aランク	加修の必要がない、または必要性の低いもの ・ 目立たない小さな破れ、軽い焦げ、または簡単に取れる汚れ等が、全部で2~3か所までのもの
Bランク	軽微な加修を必要とするもの 1. 破れ、焦げ、擦れ、ビス穴が数か所あるもの 2. 焦げ穴、ダッシュボードのウキがあるもの 3. 簡単に取れる汚れがあるもの
Cランク	加修を必要とするもの、または不具合内容が商品価値を下げるもの 1. 焦げ、焦げ穴、擦れ、破れ、目立つビス穴、ダッシュボードのウキ、ヒビ割れ等が多数あるもの 2. 全体に汚れがあるもの
Dランク	大きな加修を必要とするもの 1. 多数の焦げ穴、破れ等があるもの 2. ダッシュボードの大きく変形したもの 3. ひどい汚れがあるもの
Eランク	全体に大きな加修を必要とするもの 1. ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや、加工跡があるもの 2. 内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはヘタリ等のあるもの 3. 室内に強い異臭があるもの

平成30年8月22日改定

書類規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をJAAと称する。

第2条（本規程の適用範囲）

本規程は、JAAにおける名義変更および譲渡書類の扱いについて定める。

第3条（軽自動車への適用範囲）

本規程は、軽自動車にも適用する。ただし、軽自動車の性質がこれを許さないときはこの限りではない。

第2章 譲渡書類

第4条（譲渡書類の定義）

本規程において譲渡書類とは、成約車両について道路運送車両法に定める新規登録、移転登録、抹消登録に必要な書類および自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書（または預託金額が証明できる書類）、納税証明書（オークション開催日翌月末日、または第6条5項による名義変更期限より車検の有効期間の満了日が短い場合で、継続車検の取得が可能、かつJAAが必要と判断したもの）をいう。

第5条（譲渡書類の引渡期限）

1. 出品店は、成約車両について、オークション開催日を含む8日以内に、譲渡書類をJAAに引渡さなければならない。
2. JAAの長期休暇をはさんだ場合の譲渡書類の引渡期限については、別途定めるものとする。

第6条（譲渡書類の有効期限）

1. 譲渡書類のうち印鑑証明書については、オークション開催月の翌月末日時点において発行日より3か月以内のものでなければならない。
2. 有効期限が記入された委任状については、オークション開催月の翌月末日まで有効なものでなければならない。
3. オークション開催日の翌月末日が、運輸支局等の休日に当たる場合、印鑑証明については、当該休日前日時点において発効日より3か月以内、委任状については、当該休日前日まで有効なものは、前2項を満たしているものとする。

4. 出品店が、落札店に期間不足による早期名変ペナルティ金 2 万円を支払うことにより、落札店が期間不足の譲渡書類を承諾した場合には、出品店は、譲渡書類の引渡しをすることができる。
5. 出品票の所定欄に名義変更期限の記入があり、かつその期限が J A A に譲渡書類が引渡された日を含め 21 日を超えている場合には第 1, 2 項によらない。
6. 名義変更期限の記載があるが、出品店から J A A へ譲渡書類の引渡しが遅れたことにより期限不足 (21 日以下) となった場合について、J A A へ引渡された日から 21 日を超えて有効な期限がある場合は条件を満たしたものとする。

第 7 条 (譲渡書類の確認義務)

1. 出品店は、譲渡書類を引渡す場合には、予めその内容を十分に確認した上、J A A が指定した書類送付書に必要事項を記入して、引渡さなければならない。
2. 前項で定めた書類送付書の添付なき場合、または記入内容に相違がある場合、J A A は、代筆または訂正ができるものとし、出品店は、代筆または訂正された内容についてクレームの申し立てはできないものとする。
3. 落札店は、J A A より譲渡書類を受領するに際しては、直ちにその内容を十分に確認し、内容に相違がある場合は、速やかに J A A に通知をしなければならない。

第 8 条 (自動車損害賠償責任保険)

自動車損害賠償責任保険証明書の契約者の使用の本拠の所在地が沖縄県または離島であるため、権利譲渡される契約者に追徴金が発生する場合、落札店がオークション開催月の翌月末日迄に J A A へ申告した場合に限り、出品店は、当該金額を落札店へ支払うものとする。

第 9 条 (リサイクル預託金)

1. 出品店は、出品車両についてリサイクル料金預託済みの場合、リサイクル預託金額 (資金管理料を除く) を出品票の所定欄に申告をしなければならない。
2. 落札店は、前項の場合のみ、落札車両代金とは別に出品票の所定欄に記載されたリサイクル預託金を出品店へ支払うものとする。
3. 出品票に申告されたリサイクル預託金額に過剰申告があった場合、落札店がオークション開催月の翌月末日迄に J A A へ申告した場合に限り、出品店は、過剰金額の返金をするものとする。

第 3 章 譲渡書類の不備

第 10 条 (名義変更または抹消登録後の譲渡書類の提出義務)

1. 次の各号の一つに該当する車両を出品しようとする会員は、当該車両については、出品店名義に登録、または抹消登録した上で譲渡書類を引渡すものとする。
 - (1) 当該車両の名義人が一般の支払を停止する等倒産状態にある場合
 - (2) 差替または再交付が困難と思われる譲渡書類
 - (3) 名義人が死亡している車両
 - (4) その他地域により登録手続の取扱いが異なるもの
2. 前項の出品店名義の譲渡書類が引渡しできない場合は、その取扱いについてはJ A Aが裁定する。

第 11 条（車検有効期限の短い場合）

1. 出品店は、車検有効期間の満了日が、オークション開催月の翌月末日以内の車両については、抹消登録をしてから出品するものとする。ただし、出品店が移転登録（継続）の方が良いと判断する車両についてはこの限りではない。
2. 落札店は、前項ただし書きの場合、オークション開催日当日中の別途定める時間内に限り、抹消登録の依頼を、J A Aを通じて出品店に対して請求することができるものとする。

第 12 条（抹消登録の代行）

落札店は、車検有効期間の満了日が、オークション開催月の翌月末日を越える車両について、別途定める金額を支払うことにより抹消登録の代行をJ A Aへ申請することができる。

第 13 条（譲渡書類の遅延ペナルティ）

1. 出品店が、譲渡書類の引渡しを怠りオークション開催日を含む 8 日を超えた場合、出品店は、落札店に対して、遅延ペナルティを支払うものとする。
2. 前項の遅延ペナルティの金額は、金 1 万円とし、それ以降 7 日遅延するごとに金 1 万円を追加するものとする。
3. 納税証明書等継続車検に必要な書類の遅延ペナルティについては、落札店からの催告日より起算するものとする。なお、落札店による前記書類の請求期限については、車検満了日より 1 か月以内のものに限る。
4. 譲渡書類の不足が落札店に到着後に発覚した場合の遅延ペナルティについては、落札店からJ A Aへ催告のあった日より起算するものとする。
5. 譲渡書類が落札店到着後に不備が発覚し、そのために差替を要する場合の遅延ペナルティについては、落札店が差替書類をJ A Aに引渡しした日より起算するものとする。

第 14 条（譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル）

1. 出品店が、譲渡書類の引渡しをオークション開催日を含む 1 か月以上遅延した場合、落札店は契約を解除することができる。この場合、出品店は、落札店に対して、キャンセルペナルティ金 10 万円に加えて第 13 条所定の書類遅延ペナルティおよび陸送費、加修費等J A Aが相当と認めた費用（転売後の費用は含まない）を支払うものとする。

2. 出品店において、書類を紛失する等により譲渡書類の引渡しができないことが明かな場合、出品店は、契約を解除することができる。この場合、出品店は、落札店に対して、キャンセルペナルティ金15万円に加えて契約解除日までの期間の書類遅延ペナルティおよび陸送費、加修費等JAAが相当と認めた費用（転売後の費用は含まない）を支払うものとする。

第4章 名義変更

第15条（名義変更の期限）

1. 落札店は、落札車両について、オークション開催月の翌月末日迄（または第6条5項による名義変更期限迄）に移転登録または抹消登録を完了するものとし、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを開催月の翌々月5日までにJAAに引渡しをしなければならない。
2. 落札店が、オークション開催月の翌々月の5日迄に前項の書類の写しを引渡さない場合は、JAAにおいて現在登録証明書にて確認手続（軽自動車を除く）を行うものとし、落札店は、JAAに対して、現在登録証明書取得手数料金3千円（消費税別）を支払うものとする。

第16条（軽自動車の名義変更の特則）

軽自動車については、名義変更と同時に旧名義人の納税義務消滅の手続を行うものとする。

第17条（名義変更の届出方法）

1. 落札店は、第15条第1項の名義変更等完了の引渡しについて、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しに開催回数と出品番号を明記してJAAへ届け出るものとする。
2. 前項以外の方法による届出については、第15条第1項に定める届出がないものとして取り扱うものとする。

第18条（名義変更遅延ペナルティ）

1. 落札店は、第15条第1項に違反した場合、出品店に対して、名義変更遅延ペナルティを支払うものとする。
2. 前項の遅延ペナルティの金額は、金1万円とし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。ただし、書類の差替えが必要とするものは、落札店からJAAへ差替えの書類が引渡された日までの間で7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. JAAは、遅延の理由により、前項の範囲内で、ペナルティの減額することができるものとする。

第 19 条（軽自動車の名義変更遅延ペナルティの特則）

1. 落札店は、第 15 条第 1 項に違反した場合、出品店に対して、名義変更遅延ペナルティとして、金 1 万円を支払うものとする。
2. 新年度の自動車税が旧名義人に課税された場合（3 月開催は除く）、落札店は、出品店に対して、さらに自動車税相当額および金 2 万円の名義変更遅延ペナルティを支払う。

第 5 章 自動車税相当額

第 20 条（自動車税相当額の負担）

1. 出品店は、成約車両の自動車税相当額についてオークション開催月分まで負担する。
2. 出品店は、成約車両の軽自動車税相当額についてオークション開催年度分まで負担する。
3. 自動車税相当額の精算については J A A を介しておこなうものとする。
4. J A A があらかじめ設定した、自動車税相当額と実際の金額が異なる場合、J A A は、出品店および落札店へ再度精算をおこなうものとする。

第 21 条（自動車税相当額の預託）

1. 落札店は、オークション開催月の翌月分から年度内の自動車税相当額の残額分を J A A に対して預託するものとする。
2. 落札店は、3 月に開催されたオークションで車両を落札した場合、前項の規定にかかわらず翌年度分の自動車税相当額を預託するものとする。

第 22 条（自動車税還付請求権譲渡書類の提出）

1. 出品店は、自動車税還付請求権譲渡書類を所持している場合は、譲渡書類と一緒に、当該出品車両における、自動車税還付請求権譲渡書類、オークション開催年度の自動車税納税証明書等、自動車税納税を証明する書類（以下「還付書類等」という。）を J A A に引渡すものとする。
2. 還付書類等の引渡しがない場合については、出品店は、後日自動車税相当額等の精算に応じなくてはならないものとする。

第 23 条（自動車税相当額預託金の返金）

1. 自動車税相当額預託金は、J A A が落札店から車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを受領した後に、次項の定めに従い、出品店および落札店へ精算をおこなう。
2. 自動車税相当額預託金の支払いおよび精算は、次表のとおりおこなう。
「自動車税相当額預託金の支払いおよび精算」

名義変更結果	精 算
移転登録	開催月の翌月分から年度内残額を落札店が負担する。
抹消登録	還付書類の添付がない場合に限り、自動車税相当額預託金のうち、抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分を J A A が落札店に返還する。
3 月中登録 (3 月開催分)	開催翌年度分全額を自動車税相当額預託金から J A A が落札店に返還する。
軽自動車の名義変更 (3 月開催分)	開催翌年度以降の名義変更については、落札店が負担し、開催月内の名義変更については、自動車税相当額預託金全額を J A A が落札店へ返還する。

第 24 条 (自動車税相当額の後日精算)

1. 移転登録が行われた後、同年度内に抹消登録された場合において、還付書類等の添付がなく、落札店が抹消登録月の翌月 5 日までに車検証等抹消登録を明らかにする書類の写しを J A A に引渡した場合は、出品店は、抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分を落札店に支払うものとする。
2. 前項の場合、還付書類等の添付があっても自動車税の未納等で還付手続きができない場合は、出品店は、還付譲渡金額相当額を落札店に対して支払うものとする。

第 25 条 (自動車税未納)

1. 自動車税の未納が発覚した場合、出品店は、催告のあった日を含む 7 日以内に、自動車税を納税しなくてはならない。また、J A A が必要と判断した場合は、証明書 (車検用) を引渡さなければならない。
2. 出品店が前項の期限を怠った場合、出品店は、落札店に対して、金 1 万円の遅延ペナルティを支払うものとし、それ以降 7 日遅延するごとに金 1 万円を追加するものとする。

第 6 章 譲渡書類の差替・再交付

第 26 条 (譲渡書類の差替請求)

1. 落札店が譲渡書類の有効期限の失効、または書き損じをした場合、出品店に対して、新たな書類の差替を求めることができる。ただし、落札店は差替を請求する際、J A A が求めた場合には、自動車保管場所証明書の写しを J A A に提示することとする。
2. 差替後の名義変更期限については、差替日より 1 か月を目安として J A A が定めるものとする。
3. 譲渡書類および還付書類等の差替手続は、全て J A A を通じて行うものとする。これに反した場合には、落札店は、差替ペナルティの他に禁止行為違反によるペナルティとして、金 3 万円を出品店に支払うものとする。

- 第1項による差替の場合、落札店は、出品店に対して、差替ペナルティとして書類1点につき金2万円または差替に要する実費（領収書等で確認ができ、J A Aが相当と認めた費用）の高い方を支払うものとする。ただし、旧所有者（譲渡者、委任者）が記入をしなくてはならない欄の書き損じをした場合については、この限りではない。

第27条（譲渡書類の再交付）

- 出品店は、落札店から、紛失または盗難等により、譲渡書類（抹消書類に代わる書類も含む）の再交付請求があった場合には、再交付に努めなければならない。
- 落札店が、前項の書類を出品店に対して、再交付請求する場合、J A Aを通じて顛末書を以て依頼するものとする。これに反した場合には、落札店は、再交付ペナルティの他に禁止行為違反によるペナルティとして、金3万円を出品店に支払うものとする。

第28条（名義人に対する直接請求）

出品店が、譲渡書類の差替または再交付請求の日から、差替については1か月以内、再交付については2か月以内に書類の差替または再交付しない場合、落札店は、直接名義人に対して、移転登録手続等の請求をすることができる。

第29条（譲渡書類の再交付ペナルティ）

- 譲渡書類の再交付を請求した落札店は、書類再交付を受けるのと引き替えに、出品店に対して、書類再交付ペナルティまたは再交付実費（領収書等で確認ができ、J A Aが相当と認めた費用）の高い方を支払うものとする。

ペナルティの明細は下記のとおりとする。

譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額
抹消書類紛失の場合	1点につき金3万円
その他の紛失	1点につき金3万円

ただし、上記いずれも金10万円を上限とする

- 出品店において譲渡書類再交付ができないことが明らかな事由がある場合には、前項のペナルティを支払う必要はないものとする。
- 出品店は自動車損害賠償責任保険証明書の再交付をする義務を負わない。

第30条（軽自動車の譲渡書類再交付ペナルティの特則）

- 軽自動車の書類再交付については、下記ペナルティまたは再交付実費（領収書等で確認ができ、J A Aが相当と認めた費用）の高い方を支払うものとするとする。

譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額
返納証明書紛失の場合	1点につき3万円
その他の紛失	1点につき3万円

ただし、上記いずれも金10万円を上限とする

- 出品店において譲渡書類再交付ができないことが明らかな事由がある場合には、前項のペナルティを支払う必要はないものとする。

3. 出品店は自動車損害賠償責任保険証明書の再交付をする義務を負わない。

第7章 その他

第31条（担保設定等）

1. 落札車両について担保設定等があるため完全な所有権移転ができない場合、出品店は、その申告があった日を含む7日以内にこれらの担保を抹消しなければならない。
2. 出品店が前項の期限を怠った場合、出品店は、落札店に対して、金1万円の遅延ペナルティを支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. 出品店が第1項の抹消が申告日の翌月に至った場合、出品店は、落札店に対して、当該車両に対する1か月分の自動車税相当額を支払わなければならない。
4. 出品店が第1項の申告があった日を含む1か月以内に担保等の抹消ができない場合は、落札店は、契約を解除することができる。
5. 第1項の申告期限については、オークション開催日を含む6か月以内とする。

第32条（自動車リサイクル法における引取り報告等）

1. 落札車両について自動車リサイクル法における引取り報告等により、完全な所有権移転ができない場合、出品店は、その申告があった日を含む7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。
2. 出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は、落札店に対して、遅延ペナルティとして金1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. 出品店が第1項の申告があった日を含む1か月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、契約を解除することができる。
4. 第1項の申告期限については、オークション開催日を含む6か月以内とする。

第33条（交通違反等による車検拒否について）

1. 落札車両について当該オークションでの成約前に発生した交通違反等により、車検の取得ができない場合、出品店は、その申告があった日を含む7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。
2. 出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は、落札店に対して、遅延ペナルティとして金1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を追加するものとする。
3. 出品店が第1項の申告があった日を含む1か月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、契約を解除することができる。
4. 第1項の申告期限については、オークション開催日を含む6か月以内とする。

第 34 条（交通違反等）

落札店が落札車両について名義変更前に交通違反，事故等（迷惑駐車含む）をおこし，出品店側に迷惑をかけた場合，落札店は，出品店に対して，違反ペナルティとして金 3 万円を支払うものとする。

平成 30 年 8 月 22 日改定

クレーム規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をJ A Aと称する。

第2条（本規程の適用範囲）

本規程は、会員が参加したJ A Aのクレームの処理について定めるものである。

第3条（紛争の円満解決）

出品店および落札店は、オークションにおいて発生する紛争について、理解と協力をもってこれにあたり、紛争を円満に解決するよう努めるものとする。

第4条（クレーム防止義務）

1. 出品店は、車両の出品をするに際して、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を行い、クレームの発生を事前に防止するよう努めなければならない。
2. 出品店は、出品車両の車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等必要事項を誠実に申告しなければならない。

第5条（落札店の車両確認義務）

落札店は、出品車両を購入する場合、十分な確認をして落札し、さらに落札後もクレーム申立期限内に当該車両とオークション出品票との相違がないことを再度確認しなければならない。

第6条（クレーム申立の方法）

1. 落札車両についてクレームの申立は、必ずJ A Aを介して行うものとする。
2. クレームの申立は、車両1台について1回のみとする。ただし、J A Aが認めたものについてはこの限りではない。
3. メーカーの保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して行うものとする。ただし、保証書の名義変更に保証継承費用（点検整備費等）を要する場合、出品店は、J A Aの定めるこの費用の一部を落札店に支払うものとする。

第7条（クレームの内容）

1. クレームの内容は、代金減額請求と契約の解除とする。
2. 出品店は、J A Aが認めた場合、代金減額に代えて当該部品を供給することができる。
3. 落札店は、契約解除の期限内に、契約の解除に代えて代金減額請求を行うことができるものとする。

第2章 代金減額請求

第8条（代金減額請求）

1. 落札店は、落札車両について次の各号に定める事由が存する場合、出品店に対し、次の各号に定める期限内（J A Aがやむを得ない事情によると認める申立の遅延については除く）に、落札代金減額請求をすることができる。ただし、J A Aが相当でないと判断したときはこの限りではない。
 - (1) 落札車両の機関・機構上の不具合またはオークション出品票の記載事項と相違する場合は、オークション開催日を含む5日以内（ただし、車検残違い等譲渡書類より判明するものについては、譲渡書類到着日を含む5日以内）
 - (2) 容易に車外へ持ち出せる標準装備品（ヘッドレスト、保護棒、スペアタイヤ、ジャッキ、工具等）の不足については、オークション開催日を含む5日以内。ただし、J A Aが落札車両搬出時の確認をしたものに限る
 - (3) 容易に車外へ持ち出せる装備品であっても、オークション出品票に記載された装備品やそれに付属する部品（リモコン等）および整備手帳（メーカーが発行するもので必要事項が記載された保証書付のものに限る）の不足については、譲渡書類到着日を含む5日以内。ただし、出品店により送付部品の後日送りが出品票に記載されている場合の申立期限は、オークション開催日を含む1か月以内
 - (4) 後日送り部品の作動不良または後日送り部品により発覚する作動不良については、部品到着日を含む5日以内
2. 前項第1号および第2号の場合、落札店が遠方の会員（各会場により定める地域）については、オークション開催日を含む5日以内または落札車両到着日の翌営業日17時まで。ただし、クレームの申立が翌オークション開催日以降になる場合は、J A Aに対しその旨を事前申告することを要する。
3. 代金減額請求の交渉は、J A Aを介して行うものとする。

第9条（代金減額請求が認められない場合）

1. 下記の場合には代金減額請求を認めないものとする。
 - (1) 落札店が落札車両を転売したとき、または他のオートオークションに出品して成約したとき
 - (2) 落札車両が商談落札の車両の場合（ただし、オークション出品票のセールスポイント等の記載箇所を除く）
 - (3) 落札店が落札車両の不具合を出品店の確認をとることなく加修したとき
 - (4) 標準装備品以外の装備品の不具合（ただし、オークション出品票のセールスポイント等の記載箇所は除く）
 - (5) 2万円以下（輸入車は3万円）の機関・機構等の不具合（ただし、オークション出品票のセールスポイント等の記載箇所は除く）
 - (6) 新車登録日から4年以上経過した車両の電装品の不具合（ただし、オークション出品票

- のセールスポイント等の記載箇所は除く)
- (7) 不足部品はあるがその価格が 2 万円以下（輸入車は 3 万円）の場合（ただし、オークション出品票のセールスポイント等に記載された部品は除く）
 - (8) 修復歴車，災害車，粗悪車，並行輸入車，走行距離が 10 万km以上の車両，走行距離不明車，メーター改ざん車，初度登録より 15 年以上経過した車両，落札価格が 20 万円以下の車両（ただし，オークション出品票のセールスポイント等の記載箇所を除く）
 - (9) 落札価格が 5 万円以下の車両（ただし，オークション出品票のセールスポイント等の記載箇所はのぞく）
 - (10) 日本国外へ輸出（国内税関通過を含め）された車両
2. 前項の場合でも，代金の減額が相当であると J A A が認めた場合にはこの限りではない。

第 3 章 契約の解除

第 10 条（契約の解除）

1. 落札店は，落札車両について別紙重大クレーム一覧表記載のクレーム内容，受付期限等にしがたって，催告を要せず J A A を介して契約を解除することができる。
2. 前項にかかわらず，次の各号に該当する事由が存する場合，落札店は，契約の解除はできない。
 - (1) 別紙重大クレーム一覧表 7 のオークション出品票の記載と当該車両の品質との間の相違について，解除が相当でないと J A A が判断したとき
 - (2) 落札価格が 5 万円以下の車両について，修復歴車，スポット溶接部品交換車（J A A が認めたもの），粗悪車，ボディ上面等に対する多数の小凹（J A A が修復を容易でないと認めたものを含む）の申告漏れ，改造内容（J A A が良識を超えた改造と判断したもので，フレーム・主要パーツの改造および車検に通らない部品の溶接取付，ボディ寸法の変更等も含む）の申告漏れ等の場合
3. 第 1 項により契約が解除された場合，出品店は落札店に対して，落札店が被った後記重大クレーム一覧表記載の損害の賠償をするとともに，同表記載のペナルティを支払うものとする。なお，契約解除の際に発生する加修費および転売後の費用については J A A が認めたものに限る。

第 11 条（その他 J A A が認める欠陥と契約解除）

前条に関わらず，落札車両に重大な欠陥があると J A A が認めた場合，落札店は，催告を要せず J A A を介して契約を解除することができる。この場合，J A A は，別途に契約解除の申立期限，損害賠償の基準を定めることができるものとする。

第4章 あっせん・仲裁

第12条（あっせん・仲裁）

1. 契約の解除または代金減額請求について売買当事者間に調整がつかない場合、もしくは特殊事情により例外処理を必要とする場合、JAAは、公平、中立の立場であっせんまたは仲裁をするものとし、売買当事者はその裁定結果に無条件で従うものとする。
2. 売買当事者が前項の裁定結果に従わない場合、JAAは、除名またはオークションへの参加停止等の処分を科すことができる。

重大クレーム一覧表（落札店から契約解除可能なクレーム）

番号	クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
1	移転登録書類の全部または一部の引渡しがおークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 10万円 書類遅延ペナルティ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
2	盗難、車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両（盗難車等を理由とし車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる）	無期限	5万円	落札車両代金（落札店からの申告がおークション開催日を含む6か月を超えている場合は、JAAオートオークションにおける相場価格による） 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費
3	担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む6か月以内	キャンセル ペナルティ 5万円 遅延ペナルティ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費
4	リサイクル法における引取報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で出品店が申告のあった日を含む1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両	開催日を含む6か月以内	キャンセル ペナルティ 5万円 遅延ペナルティ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費
5	接合車	開催日を含む6か月以内	5万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費
	災害車（冠水歴車、消火剤散布歴車等）	開催日を含む3か月以内		

6	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両 		開催日を含む6か月以内 ただし、譲渡書類等、出品店より提出されたものから判明する場合は到着日を含む1か月以内	5万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 実費（転売後も含む。ただし販売利益は含まない）
	規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わる	開催日を含む1か月以内	5万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 実費（転売後も含む。ただし販売利益は含まない）
		走行距離が変わらない		なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
	社外メーターが取り付けられている車両	走行距離が変わる		2万5千円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代
		走行距離が変わらない		なし	落札手数料相当額
	トラック等のキャビン交換	走行距離が変わる		2万5千円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違 		譲渡書類到着日を含む1か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更に掛かる実費

7-1	初度登録年の相違（出品票記載の初度登録年が新しい場合）	譲渡書類 到着日を含む5日以内	5万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録年の相違（出品票記載の初度登録年が古い場合） ・グレードの相違 ・型式，排気量の相違 ・準グレード（限定車，記念車，パッケージ等）の相違 ・実存しない年式 ・並行輸入車の申告漏れ ・バンにおける2，3人乗りの申告漏れ ・荷台乗せ換えかつ非公認の申告漏れ ・改造内容の申告漏れ（J A Aが良識を超えた改造と判断したもので，フレーム・主要パーツの改造および車検に通らない部品の溶接取付，ボディ寸法の変更等，車検証によらなければ判断が不可能な場合のみ） ・乗車定員の申告相違 ・積載物制限の申告漏れ（ダンプの土砂禁等，ただし軽ダンプの土砂禁は除く） ・積載量の申告相違 	譲渡書類 到着日を含む5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

7-3	<ul style="list-style-type: none"> ・新車整備手帳の欠品（ただし、メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く） ・特殊用途車の申告漏れ ・登録遅れ車（輸入車は除く） 	譲渡書類 到着日を含む5日 以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
-----	---	------------------------	----	----------------------------------

7-4	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジンの相違（ターボ無し等） ・シフト，SR，PS，PW ナビ，TV，AC，AAC，WAC 革シート，エアバッグ，ABS，ハンドル位置，駆動方式等の仕様の相違 ・修復歴車，スポット溶接部品交換車（J A A が認めたもの），粗悪車 ・改造内容の申告漏れ（J A A が良識を超えた改造と判断したもので，フレーム・主要パーツの改造および車検に通らない部品の溶接取付，ボディ寸法の変更等，目視で判断が可能なもの） ・ボディ上面等に対する多数の小凹の申告漏れ（J A A が修復を容易でないと認めたもの） ・車名の相違 ・後期モデル申告の相違 ・輸入車用年式申告の相違（モデル年式をあらわさないメーカーについては，J A A が妥当でないと認めたもの） ・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ ・積算計不動（走行不明車およびメーター改ざん車は除く） 	開催日を含む5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
-----	--	------------	----	----------------------------------

7-4	<ul style="list-style-type: none"> ・社外サンルーフ取付の申告漏れ ・社外または規格外ターボ, スーパーチャージャー等取付の申告漏れ (ディーラー等での後付含む) ・トラックにおける荷台等の年式が車台の登録年より2年を超えて古い場合 	開催日を含む5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
7-5	<ul style="list-style-type: none"> ・シフト改造 (乗せ替え) ・エンジン規格外 ・エンジン内部の改造 ・エンジン型式の打刻欠損 	開催日を含む1か月以内	2万5千円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費
7-6	<ul style="list-style-type: none"> ・車歴の相違 (ワンオーナーを含む, ただし, キャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員11人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く) ・輸出歴の申告漏れ 	譲渡書類到着日を含む10日以内。ただし, 譲渡書類等, 出品店より提出されたものから判明する場合は到着日を含む5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

平成30年8月22日改定

JAAワンチャンスサービス利用規程

第1条 (ワンチャンスサービス)

当サービスは JAA の JAAWEB および JAA の業務提携先の WEB サイトを利用し JAA 会場の流札車両を売買するサービスである。

第2条 (掲載条件および方法)

1. ワンチャンスサービスへの掲載は、JAA 会場にて流札となり、次回オークションへの再出品が確定した車両を対象とします。但し、オークション終了より 1 時間後以降に車両情報の訂正がされている車両および別途 JAA 会場が定める車両については掲載対象外とします。
2. 掲載の申込方法は、JAAWEB からの申込み、または JAA 会場への直接申込みとします。

第3条 (掲載取消および変更)

1. 掲載取消およびワンチャンス価格の変更は、出品店が JAAWEB を利用して行うものとします。但し、別途 JAA 会場が定める方法により掲載取消およびワンチャンス価格の変更を行う場合、手続き中に成約となったものは成約を優先し、取消や変更の手続きは無効とします。掲載中に車両情報の訂正が申告された場合、掲載を取消して訂正を行った後、ワンチャンスサービスへの再掲載は行わず、次回オークションに出品されます。
2. ワンチャンスサービス掲載車両の二重売り、成約後の誤搬出等、出品店に起因するトラブルは全て出品店責任として、JAA 会場は一切の責任は無いものとします。

第4条 (掲載内容の確認義務)

出品店はワンチャンスサービスに掲載された自社車両およびワンチャンス価格を JAAWEB または JAA 会場が備える明細にて確認を行うこととし、相違があった場合には、速やかに JAA 会場に訂正を申し出ることとします。JAA に対し訂正を申し出ずトラブルが発生した場合、出品店が全ての責任を負うこととします。

第5条 (落札条件および方法)

1. 落札は JAAWEB にて行うこととします。また、会員は JAA 会場に直接、落札の代行を依頼することができます。
2. 契約の成立は落札店が最終確認実施後、成約メッセージが表示された時点とします。
3. 成約の通知は出品店、落札店双方に FAX および E メールにて行います。

第6条 (契約解除 出品店都合 / 落札店都合キャンセル)

成約日の翌営業日午後 5 時迄に出品店または落札店が自己都合で契約解除の申告をした場合、下記キャンセルに伴う費用を支払うことで契約解除ができるものとします。

但し、掲載期間最終日の成約車両に関しては、成約日当日の午後 5 時をその申告期限とします。また、車両搬出後の落札店都合キャンセルは不可とします。

- (1) キャンセルペナルティ 5 万円
- (2) JAA に対するワンチャンス成約手数料およびワンチャンス落札手数料
- (3) JAA が認めた実費相当額 (出品店都合キャンセルで、既に落札店により搬出されている場合の陸送代金)

第7条 (搬出および搬出期限)

1. 落札店は、JAA 会場が別途定めるワンチャンスサービス成約車両の搬出期限迄に搬出しなければならないものとします。
2. 落札車両の搬出は JAA 会場の営業時間内に成約した場合、成約日より、JAA 会場営業時間外に成約した場合には、JAA 会場の翌営業日午前 10 時以降行えるものとします。

第8条 (クレーム)

1. クレームの運用ルールはセリによる落札と同様とします。
2. クレーム申告期限の起算日は成約日とします。

第9条 (落札代金の入金期限)

手数料及び落札代金の支払いは、次回開催日の入金期限に準じます。

第10条 (成約車両の譲渡書類提出期限)

成約車両の譲渡書類の提出は、成約日を含む8日以内にJAA会場に提出するものとします。

第11条 (名義変更期限および譲渡書類有効期限)

成約車両の名義変更期限および譲渡書類の有効期限は、掲載直前に流札となったオークション開催日の期限とします。

第12条 (手数料)

ワンチャンス成約手数料 ……18,000円 (税抜)
ワンチャンス落札手数料 ……15,000円 (税抜)

第13条 (その他)

本規程に定めなき事項については、オークション規則ならびにJAAWEB会員利用規約に準じます。

第14条 (附則)

本規程は、平成19年5月30日施行
本規程は、平成21年9月10日改定
本規程は、平成22年12月1日改定
本規程は、平成23年3月1日改定
本規程は、平成27年2月10日改定
本規定は、平成30年8月22日改定

J A A 事故・現状車コーナー規程

第 1 条（参加規程）

原則として J A A オートオークション規程による。ただし出品条件等については別に規則をもって定めるものとする。

第 2 条（出品条件）

1. 出品が認められる車両は、下記の条件を満たすものとする。
 - ① 譲渡書類を添付できるもの。また、継続書類については自社名義のものとする。
 - ② 現状で燃料・オイル・クーラント等の漏れのないもの。
 - ③ 損害保険金請求中でないもの。
2. 上記の条件を満たす車両であっても、主要部品等が取り外されたもの、損壊箇所が大きいもの、広範囲で延焼しているもの、管理上危険を伴うもの、その他 J A A が出品車両としてふさわしくないと判断したものについては出品を停止することができる。また、その際に発生する陸送費等について J A A は一切負担しないものとする。

第 3 条（搬入・搬出）

別途 J A A が定めたものとする。

第 4 条（車両検査）

車両検査については原則として行わない。また、評価点は無しとする。

第 5 条（クレームの受付内容）

1. 別表に該当する場合に限り、代金減額請求及び契約解除が可能なものとする。また、申告期限・損害賠償の基準についても別表のとおりとする。
2. その他別表以外については、J A A が代金減額請求及び契約解除が相当であると認めたもの。
3. 機関・機構上の不具合、欠品については原則として受け付けないものとする。

平成 30 年 8 月 22 日

J A A オートオークション事務局

【別表】

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 10万円 書類遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両（盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる）	無期限	5万円	落札代金（落札店からの申告がオークション開催日から6か月を超えている場合は、JAAオートオークションにおける取引価格による） 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6か月以内	キャンセル ペナルティ 5万円 遅延ペナル ティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告の日を含む1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
接合車	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
<ul style="list-style-type: none"> ・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両 	開催日を含む 6か月以内、 ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わる	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
	走行距離が変わらない		なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
社外メーターが取り付けられている車両	走行距離が変わる		2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
	走行距離が変わらない		なし	落札手数料相当額
トラック等のキャビン交換により走行距離が変わる車両			2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> ・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違 		譲渡書類 到着日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> ・型式、排気量の相違 ・初度登録年の相違 ・グレードの相違 ・準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）の相違 ・並行輸入車の申告漏れ ・登録遅れ車（輸入車は除く） ・実存しない年式 ・乗車定員の申告相違 ・積載量の申告相違 		譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
新車整備手帳の欠品（メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く）		譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> ・シフト、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違 ・車名の相違 ・後期モデル申告の相違 ・輸入車用年式申告の相違（モデル年式をあらわさないメーカーについては、JAAが妥当でない」とみとめたもの） ・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ 		開催日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

<ul style="list-style-type: none"> ・シフトの改造（乗せ替え） ・エンジン規格外 ・エンジン型式の打刻欠損 	開催日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
車歴の相違（ワンオーナーを含む、ただしキャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員11人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く）	譲渡書類到着日を含む10日以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

※加修費については、原則として中古部品を元に算出するものとし、上限を落札車両代金までとする。また、他に流用が可能であるとJAAが認めた部品（AW、エアロパーツ等）については、加修費から除くものとする。